

長崎本線フォトコンテスト 2023 募集要項および応募規約

1 趣旨

鹿島市内で撮影した「長崎本線のある風景」（沿線を走る車両、駅舎のたたずまい等）を広く発信することで、多くの人に長崎本線の魅力が伝わり、利用されるような作品を募集します。

2 開催期間

令和5年3月1日（水）～ 令和5年4月30日（日）

3 応募資格

本事業の趣旨に賛同する個人・団体であれば、どなたでも応募できます（プロ、アマを問いません）

※ 未成年の方は保護者の同意が必要です。未成年の方が応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。

4 募集写真

鹿島市内で自身が撮影された長崎本線のある風景（駅舎、車両、車窓から等）の写真

※ お一人様何点でもご応募いただけます。

※ 撮影時期は問いません。

※ 他団体が開催するコンテスト等に応募したことない未発表のものに限ります。

5 応募方法

応募フォームまたは Instagram から、下記のいずれかの方法でお送りください。

(1) 応募フォーム

フォトコンテスト HP の投稿フォームからご応募ください。

(2) Instagram

《Instagram で応募する際の応募条件》

・ 応募者のアカウントを公開設定にします。

※ 審査の結果発表まで公開設定のままにしてください。

・ Instagram の市公式アカウント「@kashima.city」をフォローします。

※ 審査の結果発表時点でフォローしていない場合は、受賞を無効とします。

・「#長崎本線みりよく再発見」および「#佐賀県鹿島市」とハッシュタグを付けます。

・ 応募する写真が鹿島市に関連するものであることを本文等に明記します。

例： 撮影場所（施設名や駅名）など



※ (1)または(2)の方法での応募が難しい場合は、鹿島市企画財政課（鹿島市役所 3 階。以下「主催者」という。）まで写真原本をお持ちください。データ読み取りをします。

6 審査・結果発表

令和 5 年 5 月に、「グランプリ」「準グランプリ」「優秀賞」を決定し、広報媒体等で発表します

※ 入賞された方には、主催者から電子メールまたは Instagram のダイレクトメッセージにてご連絡します。Instagram で応募される方はアカウントが非公開の場合、メッセージを送信できませんのでご注意ください。

※ 指定日までに主催者からの連絡にお返事ない場合は、受賞を無効とさせていただきます。

7 入賞賞品・特典

- ・「グランプリ」1 点 …… 2 万円相当地元特産品
- ・「準グランプリ」1 点 …… 1 万円相当地元特産品
- ・「優秀賞」2 点 …… 5 千円相当地元特産品

8 注意事項（作品の取扱について）

(1) 応募時の注意点

以下に該当する場合、審査対象から除外し、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。

- ① 他コンテストへの二重応募および主催者が類似と判断したもの
- ② 他人の著作権、肖像権を侵害する作品
- ③ 撮影時とは大幅に異なる画像の合成、および大幅な画像処理（明度、彩度等の調整を除く）
- ④ 立ち入り禁止、及び撮影禁止場所で撮影した作品、法律や公共ルールに違反した作品
- ⑤ 公序良俗に反するもの、または反する恐れのあるもの

- ・ ご応募に伴い発生した費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・ 応募作品について第三者から権利侵害による申し入れ等があった場合は応募者が全ての責任を負うものとします。

(2) 応募作品について

- ・ 応募作品の使用権は、鹿島市に帰属します。
- ・ 応募作品については、下記に使用する可能性があります。

- ① 鹿島市および関連団体に関する販促物、Web サイト、SNS 用素材
- ② 企業等への使用の許諾

※ 応募作品の使用の際、必要に応じてトリミング等の補正を行うことがあります。

(3) 著作権について

- ・ 応募作品の著作権は撮影者に帰属しますが、使用する権利は主催者に帰属し、応募者はその旨

に同意したものとみなします。

- ・被写体が人物の場合は、必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。被写体について肖像権・著作権等の問題が生じた場合は、応募者の責任によって解決していただき、違反があった場合は、受賞決定後でも取り消すことがあります。

(4) その他

- ・応募受領の通知は行いません。
- ・応募作品は返却しませんので、元データはご自身で保管してください。
- ・受賞者には、より解像度の高い画像データの追加提出をお願いすることがあります。
- ・応募時にご記入いただいた個人情報は、主催者が厳重に管理し、本コンテストに関連する業務以外では一切使用しません。
- ・この応募事項に明記されていない事項については、主催者の判断によります。
- ・応募者は募集要項の全てを了解しているものとします。